九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

[05_9] 図書館情報: 九州大学附属図書館月報: 5(9)

https://doi.org/10.15017/18024

出版情報:図書館情報. 5 (9), pp.47-52, 1969-09-20. 九州大学附属図書館

バージョン: 権利関係:

図書館情報

1969.9

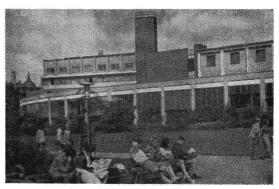
The Kyushu University Library Bulletin

Vol. 5, No. 9

ドイツの法学部図書館

吉 村 徳 重

ドイツの大学といっても、私のよく知っているのは、西ベルリンのベルリン自由大学とフランスとの国境にあるザールラント大学である。この二つの大学の法学部図書館では、それぞれ一年ずつ研究生活を送ったからである。両方とも戦後にできた新しい大学であるために、ドイツの伝統的な大学とはいえない。しかし、その他に私の見学した、ミュンヘン、ケルン、マールブルグの大学などでも、ほぼ似通っていたことからみると、法学部図書館の構成は大同小異と考えてよかろう。



西ベルリン自由大学法学部図書館

西ドイツの法学部図書館の特徴を二つ挙げれば、それは完全な開架式であることと、研究室中心 に分割されていることの二点であると思う。第一の開架式とは、読書室と書庫とが区別されていな いことである。学生はガルデローグにカバンとオーバーをあずけ、自由に図書館に出入りできる。 まず席を決めると、並んでいる書棚から必要な書物を自由に取り出して勉強することができる。週 末(金曜日)から日曜日にかけて、あるいは特別の理由ある場合には限られた冊数の借出しが許さ れるが、そうでなければ、夜の閉館(ザールラント大学法学部では午後九時)までには、また自分 でもとの場所に返しておかなければならない。学生の利用は非常に活潑であり、利用度の高い書物 は数十冊重複して備えてある。もともとドイツの大学は、学生の自主的な勉強を前提としているが、 最近は講義の中で読むべき判例や雑誌論文を指示する教官もふえてきたし、学生がゼミの報告をす るには、長い時間をかけて準備をするのが普通。学生が真剣になるのは、やはり法学部では司法試 験の準備である。特にドイツの州によっては (たとえばザールラント), クラウズール (監督下の筆 記試験)の外に、ハウスアルバイトといって、出題された事例について文献を参照して解題するレ ポート試験があるため、図書館の利用は不可欠である。教官がよく利用する文献は、大低は重複し て、教官用(ハント・アパラート)にも購入され、教官室に備えられていることが多い。しかし、 そうでない場合は、教官もこの開架式の書棚から必要な文献を借出さなければならない。誰かによ って借出されている書物の書棚には、ファイルが挿入されているので、それによって文献の所在を 知ることができる。

このような開架式図書館を利用している西ドイツの法学部学生をみるにつけても,九大法学部の学生諸君は気の毒だという感を禁じえなかった。文科系キャンパスに,計画中の図書館ができれば,事情はまた好転するだろうが,それまでにも何とか対策を講ずる必要がありそうに思える。成程,中央図書館では,指定図書制度を採用し,これを開架式にして学生の利用の便を図っている。しかし,これでは量的に不充分なだけでなく,場所的にも不便極まりない。ドイツのように,研究室の

48 図書館情報

文献を学生に解放すれば、貴重な文献が紛失する惧れがあるという議論がある。そこで私はこの点をドイツの図書館員に尋ねてみた。利用度の高い文献は切り取られたりすることもあるが、それはすべて写真版で補充される。そのための予算も初めから組まれているそうだが、今までの経験では余り高額にはならない、ということだった。それでも、写真版で補充することも難かしいような貴重本があれば、ハーバード大学ロースクールの図書館のように、貴重図書室に保存して開架式にしないだけの配慮が必要だろう。

もう一つの特徴は、図書館が研究室ごとに分割されていることである。これは、ドイツに伝統的 な講座制に由来する。それぞれの講座が他のそれから完全に独立していることは,単に講座所属の 人的系列についてだけでなく、研究室や図書館の構造までも想定してしまう。その結果、同じ法学 部でも、研究室によって図書の利用条件が違ったり、全く別の建物に図書室があったりすることに なる。この点では,九大法学部図書館の統一方式の方が遙かに合理的だと痛感した。ことに現代で は,どのような問題を取りあげても,異なった専門領域にまたがることが多い点を考えれば,この ことは明らかである。即ち、西ドイツでは、場合によっては、一つのテーマについての文献を集め るために、同じ法学部内でも、多くの異なった研究室に出掛けねばならないことになる。のみなら ず,統一方式をとれば,不必要な重複購入を避け,真に利用度の高い文献だけを重複して備えるこ とができる。そこで、西ドイツでも、最近は、いくつかの研究室が一緒になって、統一図書室を作 っているところが多い。たとえば、西ベルリンの自由大学では、法学部統一研究所の図書室に、民 法,商法,民訴法研究所,刑法,刑訴法研究所,労働法,経済法研究所の図書室が帰属し,これに 接して,国家法,行政法研究所の図書室が連っているといった具合である。しかし,この他に,法 制史研究所,国際法,比較法研究所,法哲学研究所などは,それぞれ別個の図書室と文献をもち, 相互の連絡は必ずしも密とはいえない。統一の整理カードは整っているが、図書室の職員まで別個 独立の系列であるのには,いささか奇異の感を禁じえなかった。この点は,西ドイツでも批判があ り、次第に合理化されて行くのではないかと思われる。

(よしむら・とくしげ:法学部助教授)

学内図書館めぐり

文 学 部 図 書 室 (その2)

学部図書室が事務組織の中で制度化され、一掛として認められたのは極く最近のことであるが、 実質的に図書館的業務を開始したのは遠く法文学部の創設期にさかのぼる。

文科系学部においては、学術文献・図書資料類の整備・充実こそ絶対不可欠な要素として、これら資料の拡充・強化が積極的に行なわれてきたことは、過去の蒐集経過をみても充分伺い知ることができる。従ってこれら蒐集物の整理保存、管理運用等の事務的処理機関、いわゆる図書室設置の必要性が緊急であったことはいうまでもないことであったが、その頃の学部は法・文・経の3学科を有する一学部時代で、当時の学内事情は、一学部に単独図書室を設置するまでには諸般の事情が許されない時代であった。しかしながら文科系学部における学術研究資料蒐集の重要性は絶対的なものとして、必然的に、大正15年1月30日裁定の「法文学部研究室事務規程」(別表1)が制定され、いわゆる学部図書室の前身である「法文学部学科研究室」と称す図書室が法・文・経の一学科毎に発足し事実上の図書館業務を開始している。そしてその研究室にはそれぞれ同規程第2条の「研究室主任」(学部図書館長的役職者)を、所属学科教官中より教授会が選任し、これに関する業務を掌理せしめてきた。この規程は、戦後大きく変革された学制改革・学部の分離独立等、学内環境の変動で時代に即しないものとみなされたものか、現行大学諸規則集からは削除され廃止されたものらしい。旧法文学部は昭和24年文・教育・法・経学部に分離独立して現在に至っているが研究室に関する業務運営に対しては現在もなお旧事務規程に準拠した「研究室主任」選出方式を慣習的に継承

Vol. 5, No. 9

し主任を任命、その職に当らしめている。

業務運営についての詳細な条項は別に定められた「研究室規則」(別表 2 , この規則は現在施行中のもの)並びに「研究室図書閲覧及検索に関する規定」等により細目を明確にしている。これらの規則が示すように学部図書室の資料類はそれぞれ講座担任教官の推薦に基づく蒐集物であるためその教官による独占化の傾向が強く,関係者以外の利用が極度に制限され,開放性を欠ぐ,専属性の強い,研究図書館特有の弊害を招き易い運営方式に脱している。このことは戦後急変した社会情勢・学内の民主化運動・特に図書館運営の近代化等の趨勢にある今日,旧研究室体制が許されてよい筈がなく,現在各層よりの強い批判の的となり解体寸前の運命にある。

最近大学の全国的傾向として活発化した、学内の民主化運動に刺激され、学生・院生・その他各層の強い要請をうけ教授会はこれら規則の改正を迫られている。教授会においてもその妥当性を認め、規則改正委員会を組織し改正草案作成に着手している。また、学部封鎖の余勢をかっての一部学生による図書資料類の自主管理主張の声も高いが、学術文献資料類の如き貴重な文化遺産は、より広汎な利用対照者に供するは勿論、より時代的、永続性に富む管理体制下に置き、人類社会の貴重な遺産としてより永く保ちたいものである。これらの資料類は活用されてこそその真価を発揮するものであるが、不幸にして滅失するような事態を惹起することがあっては、研究・教育の上においては勿論、広く人類の文化社会のためこの上もない損失であることはいうまでもないことである。

お互いにそれぞれの立場を充分理解し合い,最も効果的に活用し永続させたいものである。目下草案中の規則にこれらの諸点を勘案し双方の高度な利便のため適切な改正がなされ施行されることを期待するものである。

今回は学部図書室設置と管理運営に関する諸規則について述べてみたが、本文中にも触れているように最も近い将来これら諸規則は大改正が施され無用のものとなることは必至である。しかしながら学部図書室の回顧的なものとして紹介することとした。 (西村健次:文学部図書掛長)

別表 1

法文学部研究室事務規程

大正15年1月30日裁定(昭和3年5月10日改)

- 第1条 法文学部に若干の研究室を置く。
- 第2条 各研究室に主任各1名を置き教授 又は助教 授中より之を選任す。

主任の任期は1ケ年とす 但再選することを得

- 第3条 主任は当該各室の事務全般を掌理す。 但他 室と関聠する事務は 其主任と之を合議すべし。
- 第4条 各研究室に於ける主任の 選挙其他重要なる 事項に関しては 関係教官の合議に依りて之を決す。
- 第5条 各研究室にて処理すべき事項左の如し。
 - 1. 研究調査に関する事項
 - 2. 備付図書の整理閲覧及貸付に関する事項
 - 3. 図書選定に関する事項
 - 4. 図書以外の研究資料に関する事項
- 第6条 本学部用図書の注文 其他図書に関する整理 事務は本学附属図書館に委託す。
- 第7条 学部外との交渉事項に関しては総て事務室 を経由して学部長の承認を受くべし。

別表2

文学部研究室規則

- 第1条 文学部研究室は文学部備付及大学図書館其の他の備付にして文学部が借用したる図書及其他の研究資料参考品の管理をする。
- 第2条 本研究室の 図書を閲覧することを得る者は 次のものに限る。
 - 1. 文学部教授・助教授・講師 (専任・ 非常勤)・助手。(外人教師は講師に準ずる)
 - 2. 文学部の名誉教授及び定年退職の教官。
 - 3. 他部局の教官 及び 文学部の前教官にして 関係 教官(当該講座の教授・助教授・専任講師) の 許可を得たるもの。
 - 4. 大学院文学研究科学生にして 指導教官の 許可 を得たるもの。
 - 5. 文学部学生 及び 研究生にして 関係教官の許可 を得たるもの。
 - 6. 文学部卒業生 及び 大学院文学研究科の修了者 にして, 特別の研究事項を有し 関係教官の許可 を得たるもの。
 - 7. 其他特別の研究事項を有し 関係教官の 許可を

得たるもの。但し前六、七項に該当するものは、 研究室主任を経て、学部長より出入許可証を受 けなければならない。出入許可証の効力は一年 間とする。

- 第3条 閲覧については、次の定めに従う。
 - 1. 研究室の出入に際しては、前条四、五項に該当するものは、学生証を、前条六、七項に該当するものは、出入許可証を受付にあずけねばならない。
 - 2. 研究室の出入は午前8時半より午後5時まで の間とする。
- 3. 所定の位置において閲覧しなければならない。 第4条 本研究室の書庫に入り 図書の検索をすることを得るものは第2条の該当者に限る。 但し, 第 2条第3項以下の者の検索は, 研究室員(助手又はこれに準ずる者)の指示の下に行う。
- 第5条 本研究室備付の 図書を借受ける事を得るものは、教授・助教授・講師・助手とする。 但し、借受たる図書は 学部外に持出すことを得ない。
- 第6条 借受けについては次の定めに従う。
 - 1. 教授・助教授 及 専任講師の借受期間は6ヶ月 以内, 冊数 (洋装のもの) は150 冊以内とする。 助手の借受期間は3ヶ月以内, 冊数は25冊以内 とする。非常勤講師の借受期間は2ヶ月以内, 冊数は20冊以内とする。但し, 和漢装のものは 3 冊を以て, 図書等の幅或は 帙をなすものは1 帙を以て各1冊と看做す。但し, 借受けたる図

書を継続借受ける場合は現物を 持参してその期限の延長を申出なければならない。

- 2. 貴重品 及貴重なる 図書は何人も 之を借受ける ことを得ない。但し 講座担当教官を経て研究室 主任の認定したる 特別の事情ある場合は考慮す ることもある。
- 3. 借受たる 図書其の 他の物品は借受者其の 保管 の責に任じ他に転貸してはならない。
- 4. 借受者が其の身分の変更によって、借受者たる資格を失った場合は直ちに其の借受図書を返納しなければならない。
- 5. 研究室の整理の必要ある時は、研究室主任は 借受期間中と謂も借受たる図書を臨時返納せし むることを得る。但し研究室主任が借受者に緊 急の必要ありと認めたる場合はこの限りではない。
- 6. 研究室主任は 研究室整理上 必要を認めたる 時は借受たる図書を臨時調査することを得る。
- 第7条 図書を汚損又は紛失したるときは同種の物品又は研究室主任の認定する相当の代金を以て之を弁償せしめる。
- 第8条 本研究室に図書を寄託しようとするものあるときは其の需に応ずることがある。
- 第9条 本規則は昭和39年6月17日よりこれを施行 する。

調査報告

昭和43年度・指定図書の利用分析

昨年度もこれと同じ調査報告を行なっているので「図書館情報」(Vol.4, No.10) を参照しながら,この報告を検討していただきたい。

指定図書室はオープン・システムになっていて、利用者は書架から図書を自由に手にとって閲覧できるが、読んだ図書は自分で書架へ収めず、必ずその部屋の係員へ渡すような利用規定になっていて、係員はその都度、それらの図書の裏表紙に貼ってあるデータースリップに日付印を押し、利用の記録をとっておく。次の表は、そのデータースリップをもとに、指定図書全冊について利用状況を調査し、利用回数の多い順に書目を作成したものである。

ところがここで問題になるのは、利用者が読んだ図書を必ず係員のところへ持ってくるとは限らないことである。たえず利用者に協力をよびかけているのだが、どうしても自分で書架へ収めてしまう学生が多い。その数はかなりのもので、表に現れた利用回数は実際の回数をはるかに下回る。したがって書名の順位はかなり正確なものであっても、その利用回数は決して正確なものではない。

昨年度の表と参照されれば一目瞭然だが,人文科学系の図書に比して,自然科学系の図書の利用度が断然高い。理科系学科が基本図書の選定が容易なのに較べて,広範囲の図書を必要とする文科系は,限られた予算内(1学科2万円)では,基本図書の選定がむつかしいことを示している。表に掲げた65点の図書のなかで,人文系の図書はわずか4点にすぎない。指定図書室を利用している学生数も,自然科学系が勝っている。書庫の中の約23万冊の一般図書は文科系,指定図書は自然科学系の学生と,その利用状況がはっきりと色分けされている。なお面白いことに,表に掲った図書は,昨年度とほとんど変化がないということである。固体物理学入門(C. Kittel著)は2年連続第1位を占めている。これらの利用調査は,図書館が独自の判断で購入する一般図書選択の際の重要な参考資料にもなっている。指定図書制度は,いままで中央図書館に馴染みの薄かった理工系の学生に,利用の窓口を開くよい結果となっている。

(岩井護:中央図書館情報資料掛長)

Vol. 5. No. 9 51

書名	著 者	出版社	指 定 教 室 名	利用回数
固体物理学入門	C. Kittel	丸善	電子第4	177
有機化学実験書	L.ガッターマン	共立出版	有機化学,応用化学第4	109
電 気 機 器 第1	広瀬敬一	オーム社	電 気 第 1~4	87
統計物理学上卷	ランダウ・リフシッツ	岩波書店	物 理第3	83
自動制御の理論と演習	市川邦彦	産業図書	航 空 第 5	78
力 学	原島 鮮	裳 華 房	応 用 力 学 第2	72
量子力学	シ ッ フ	吉岡書店	物 理 第1	69
電気計測工学	平 井 平八郎	オーム社	電子第4	66
固体物理学	永宮健夫	岩波書店	物 埋 第7	64
電気機器概論	堀 井 武 夫 竹 山 説 二	コロナ社	電 気 第2	60
電磁気学現象理論	竹山説二	丸善善	物 理 第4	55
物質の磁性	有止兼孝	共立出版	物 理 第7	54
有機化学 上卷	R. Q. Brewster	東京化学同人	合成化学 第4	54
物理化学実験法	<u></u> 鮫 島 実三郎	裳 華 房	化 学	52
量子力学第1	朝永振一郎	みすず 書 房	化学,物理第1	52
電気磁気学	宇田川 銈 久		電 気 第1	49
熱学統計力学	久 保 亮 五		物理第3,応用理学,力学第2	49
力学	山内恭彦	裳 華 房	応用力学 第2	49
量子力学上卷	リシッフ	吉岡書店	応用理学,力学第2,化学	49
量子力学序論	L. Pauling	<u>白</u> 水 社	鉄鋼冶金 第4	49
高分子の構造と物性	植松市太郎	丸 善	化学第4,応用化学第2	47
マイクロ波回路	藤 沢 和 夫	コロナ社 岩波書店	通 信 第2 物理第5,電気第3	47
量子力学				47
電 気 磁 気 学 演 習電気工学基礎実験	石 川 静 一 電気通信学会	学献社 コロナ社	電 気 第3 通 信 第2	45
	単 メ 畑 旧 子伝		物 理 第1	45
	川 下 研 介	オーム社	<u> </u>	43
<u>熱 伝 導 論</u> 電 気 機 器 第2	磯部直吉	オーム社	電 気 第1~4	41
量子力学	小谷正雄	裳 華 房	物理第 1 ,電気第 2	41
数 学 概 論	寺 沢 寛 一	岩波書店	通信第1,鉄鋼冶金第4	40
有機化学下巻	R. Q. Brewster	東京化学同人	合成化学第4	40
X線結晶学上巻	仁田 勇		物理第7, 鉄鋼冶金第4	
固体物性論の基礎	J. M. Ziman	丸善善	電 子 第5	39
古典力学	ゴールド・スタイン	吉岡書店	応用理学第2	39
責任	日本刑法学会	有 斐 閣	刑 法 第1	39
伝 熱 概 論	甲藤好郎	養 賢 堂	原子核工学	39
鉄鋼の顕微鏡写真と解説	佐藤和雄	丸善	機械工学	38
函数論	一	裳 華 房	応用数学第2	37
内 燃 機 関 工 学	栗野誠一	山 海 堂	動力機械第6	37
自動制御理論	高井宏幸	オーム社	電 気 第1~4	36
有機反応論	小 方 芳 郎	丸 善善	有機化学第2,応用化学第4	36
憲 法 講 義	小 林 直 樹	東大出版会	行 政 法	35
水 力 学	板谷松樹	朝 倉 書 店	機 械 第5	35
電 磁 気 学	堀 内 和 夫	_ コロナ社	電 気 第2	35
自動制御理論	和田 弘	共立出版	航空第5	34
電 気 磁 気 学		東京電気大学出版		34
流 体 力 学	藤本武助	養賢堂	農業土木 第2	34
機 械 力 学	旦 埋 厚	共立出版	機 械 第1	33
刑法の基礎知識	福田 平	有 斐 閣	刑 法第1	33
固体物性	M. J. Sinnote	丸善善	電 気 第2 電 子 第1	32
半導体電子工学	柳 井 久 義 岡 本 哲 夫	コ ロ ナ 社 誠文堂新光社		32
応用流体力学			航空第1	31
電気磁気測定	<u>須山正敏</u> 小野 周		通 信 工 学	31
統 計 力 学 原 子 核 物 理 学	フェルミ	<u>共立出版</u> 吉岡書店	<u> </u>	31
	日本刑法学会	有 斐 閣	刑 法第1	31_
行 為・違 法 機 構 学	稲田重男	_朝倉書店	農業工学,農業機械学	29
 	桑田智	<u>一数是冒险</u> 広川書店		29
磁性	中村伝	板 書店		29
放射線化学及放射線保健学	橋本庸平	広川書店	1 化 学	29
因 体 物 理	J. P. Adrianus	コロナ社	1 電 気 第3	$-\frac{29}{28}$
半導体工学	J. N. シャイヴ	岩波書店	電 気 第2	28
応用力学演習下巻	杉本礼三	森北出版	農業工学第2,造船第1	27
光 学	石黒浩三	共立出版	化学	27
細胞生物学	G. B. Wilson	丸善	1 生 物	27
				·:

◈ 人事異動

52

9月1日付の整理課長補佐の発令に伴い,下記の人事異動があった。

44. 9. 1 小野 敏夫 (整理課目録掛長) 整理課課長補佐へ昇格 永田 伊助(閲覧課情報資料掛長) 整理課目録掛長へ配置換 岩井 護(閲覧課閲覧掛長) 閲覧課情報資料掛長へ配置換 本多 震一(理学部図書掛長) 閲覧課閲覧掛長へ配置換 重松多喜造(農学部図書掛長) 理学部図書掛長へ配置換 平川 友視(教養部分館受入目録掛長) 農学部図書掛長へ配置換 岡 博満(閲覧課参考掛長) 教養部分館受入目録掛長へ配置換 朝倉 一(整理課受入掛) 閲覧課参考掛長へ昇格 田辺 道子(整理課目録掛) 整理課受入掛へ配置換 保田 秀人(閲覧課参考掛) 教養部分館受入目録掛へ配置換 田嶋 秀晃(教養部分館受入目録掛) 理学部図書掛へ配置換 江崎 尚武(理学部図書掛) 閲覧課参考掛へ配置換

図書館情報

編集委員の異動およびお願い

9月の人事異動に伴い,「図書館情報」編集委員に下記の異動がありました。

本多 震一(中央図書館)

岡 博満(教養部分館)

重松多喜浩 (理学部)

平川 友視 (農学部)

堺 弘(経済学部)文・教育・法・経済学部地区担当

中野 周行(応用力学研究所)各研究所担当

なお、関係部局の教職員各位におかれましては、編集委員に対する記事・素材の提供方につい ご協力のほどを切にお願いいたします。

ooあとがきoo

猛暑続きのさなか、図書館封鎖という異常体験を味った吾々ではあったが、自然は人間の歴史にかかわりなく正確に四季の移り変りをみせて行く。涼風が葉ずれの音と共に窓辺を叩く頃、蟬しぐれもその生命を終ることだろう。

何年がかりの懸案だった冷暖房の工事もどうやら本物となり、今、図書館は設備工事の音などで騒然たるほ こりの中にある。竣工が10月下旬となれば、開館は11月となるだろう。竣工と共に図書館内部の合理化なども 考えている。

図書館で大切なことの一つに Planning ということがあるが、着工がおくれたことで、それが崩れた。 残念ではあるが、大学問題が世界的スケールでの社会問題であるとすれば、それも止むを得なかったのかも知れない。

冷暖房工事が竣工したからと言って何も特別に大変化が起るわけではないが、利用者にとっては少くともプラスになる筈である。どうか、利用者の皆さんも、それてそ超党派(?)で、この図書館を愛してもらいたいものである。そう期待するのはぜいたくなのであろうか。

九州大学附属図書館月報「図書館情報」Vol. 5, No. 9. (通巻47号)

1969 年 9 月 20 日発行·発行人 山崎 正

発行所 九州大学附属図書館・福岡市大字箱崎 3576・〒8112 ・電話代表 🚱 1101 内線 5301